

ふれあいネットワーク



# 社協だより

## 第95号

平成29年10月1日

編集・発行

社会福祉法人 六ヶ所村社会福祉協議会

六ヶ所村大字平沼字二階坂92-7

(六ヶ所村老人福祉センター内)

TEL 75-3000・75-2292 FAX 75-2292

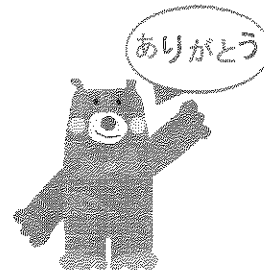
## 障害者レクリエーション大会

8月2日(水) 地域交流ホームにおいて、第26回障害者レクリエーション大会が開催されました。今年度もボランティアスクールに参加の子どもたちと障害者の方々がチームを組み、グラウンドゴルフを楽しみました。ゲーム中は子どもたちにルールやコツを教えたり学校の様子を聞いたりしながら、なごやかにホールを回り、また、お昼は全員で一緒に焼肉を食べ、午後のビンゴ大会は子どもたちが進行役となり上手に進めることができました。今年度も日本原燃㈱ボランティア部の皆さまとボランティアグループの会の皆さまにテント設営から食事の準備、後片付けまでご協力いただきました。誠にありがとうございました。参加した子どもたちの感想を紹介します。「最初は10回でゴールに入れたけど、次々数が減って2回目で入れられてとてもうれしかったです。」「おじいちゃんやおばあちゃんがすごく強くてびっくりしました。」「ビンゴ大会の係の仕事もちゃんとできました。」



# 赤い羽根共同募金

## 10月1日よりはじまります



平成29年度  
六ヶ所村目標額

# 1,900,000円

赤い羽根共同募金は、民間の社会福祉事業を支援するための募金として「社会福祉事業法」に位置づけられ、全国一斉に展開されています。

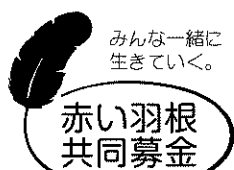
みなさまからお寄せいただく寄附金は、地域福祉の充実のために役立てられています。

平成28年度募金運動により、六ヶ所村社会福祉協議会に1,430,000円が配分されました。配分金は次のように使われています。(平成29年度使用分)

○老人福祉活動費	
一人暮らし等ふれあい食事会	830,000円
○障がい児・者福祉活動	
障がい者レクリエーション等事業費	150,000円
○福祉育成・援助活動費	
福祉チャリティーショー事業費	150,000円
広報活動費(社協だより)	300,000円
計	1,430,000円

ご家庭で、職場で、学校で、共同募金はいつでも、どこでも参加できるボランティア活動です。

### 今年もみなさまのご協力をお願いします。

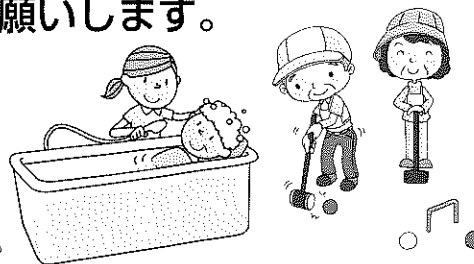


みんな一緒に生きていく。

共同募金への寄附金には税の特典があります。

- 会社など法人の寄附金は、全額損金算入できます。
- 個人の寄附金は、所得税控除の対象になります。
- 共同募金運動期間以外も寄附金を取り扱っています。

10月1日▶12月31日



### 自立に向けた相談窓口のご案内

あなたの生活の「不安」や「心配」ひとりで悩まずご相談ください



相談員がどのような支援が必要か一緒に考え、自立に向けて寄り添いながらお手伝いします

「長い間働いてないけど親も高齢。なにがしたいけどどうすればいいかわからない」

「うちの息子ずっと働かないで家にいる。将来どうしよう」

「仕事がなかなか決まらない」、「仕事が長続きしない」

「高齢だけで働いて収入を得たい」、「社会参加してなにかの役に立ちたい」

さまざまな心配ごとで生活に困っている方は、どなたでもご相談ください。

## 上北地域自立相談窓口

対象地域  
野辺地町・七戸町・六戸町  
横浜町・東北町・六ヶ所村

# ☎0176-62-6790

上北郡七戸町字立野頭139-1 七戸町総合福祉センター(ゆづらんど)内七戸町社会福祉協議会

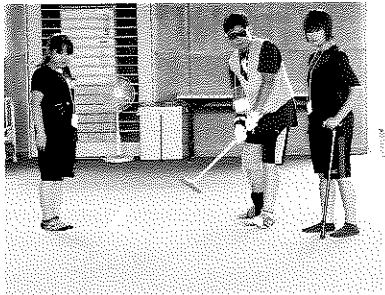
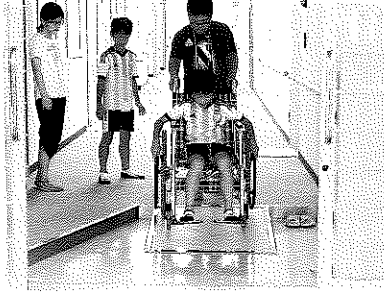
総合相談窓口フリーダイヤル  
(青森県社会福祉協議会)

相談無料・通話料無料

# 0800-800-7114

# ボランティアスクール

8月1日と2日の2日間、村内小中学生13名が参加しボランティアスクールを開催しました。このスクールは毎年夏に開催していますが、昨年も参加してくれた子どもにも一年ぶりに会い、うれしく思いました。連続参加の子どもたちは再会を喜び合い、学年を超え互いに教えサポートしあいながら高齢者疑似体験と車椅子操作を学びました。訪問することを楽しみにしていたぼんてん荘では、利用者さんへ大きな声でゆつくり話すことや、積極的に話しかけることなどを職員さんから教えてもらい、高齢者と一緒に体操やトランプなどをして、短い時間でしたが楽しく過ごすことができました。ぼんてん荘の皆さま、誠にありがとうございました。



## 第32回 六ヶ所村高齢者スポーツ大会

9月6日(水)大石総合体育館を会場に、第32回六ヶ所村高齢者スポーツ大会が開催されました。特に毎年大接戦のボール送り競技では、今年も各チームが競技開始前から作戦会議を行うなど大変盛りあがりしました。最終結果は次の通りです。

- ・優勝  
泊チーム
- ・二位  
千歳・庄内・千歳平チーム
- ・三位  
出戸・老部川・尾駸浜・尾駸チーム



第32回六ヶ所村高齢者スポーツ大会  
主催 六ヶ所村社会福祉協議会 協賛 六ヶ所村老人クラブ連合会



# 福祉資金のご活用を

## たすけあい資金

社協では、低所得世帯等を対象に、応急の費用に困る方に無利子で資金を貸付します。

対象者は社協で必要と認められた方で保証人が必要です。  
(※なお、本資金は寄附金等村民の善意のお金を原資として貸付しています。)

借入れについては社協、地区民生委員までお申し込み下さい。

## 生活福祉資金

村社協では県社協より委託を受け、低所得世帯等を対象に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために資金を貸付しています。

資金の種類により貸付条件、貸付限度額(特別枠)添付書類等が異なりますので、詳しくは社協、地区民生委員までおたずね下さい。

### ◇たすけあい資金

資金の種類	償還期間	貸付限度額	償還方法
生活保護立替金	貸付日より 6カ月以内	50,000円以内	分割又は一括
自立更正資金			
応急援護資金			

### ◇生活福祉資金

資金の種類	貸付条件				
	貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人
総合支援資金	生活支援費※1 ・生活再建までの間に必要な生活費用 (二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 貸付期間:12ヶ月以内	最終貸付日から 6ヶ月以内	据置期間 経過後 10年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 保証人なし でも貸付可
	住居入居費※1 ・住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	貸付けの日 から 6ヶ月以内			
	一時生活再建費※1 ・生活を再建するために、一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内			
福祉資金	福祉費 ・生業を営むために必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費	貸付けの日 から 6ヶ月以内	据置期間 経過後 20年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 保証人なし でも貸付可
	緊急小口資金※1 ・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	貸付けの日 から 2ヶ月以内	据置期間 経過後 12ヶ月以内	無利子	不要
教育支援資金	教育支援費 ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費 (高校) 月3.5万円以内 (高専・短大) 月6万円以内 (大学) 月6.5万円以内	卒業後 6ヶ月以内	据置期間 経過後 (高校)8年 (高専・短大)10年 (大学)15年	無利子	不要 世帯内で連帯 借受人が必要
	就学支度費 ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金 ・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間:※2	契約終了後 3ヶ月以内	据置期間 終了時	年3% 又は 長期プライム レート のいずれか 低い利率	必要 推定相続人の 中から選任
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金 ・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金				土地及び建物の評価額の70%程度 ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間:※2

社協だよりの発行には、共同費金の配分金が使われています。

※1…生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用を要件としています。  
※2…借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。